

平成30年度

神戸大学大学院法学研究科  
(博士課程前期課程)

## 内 部 入 試 要 項

研究者養成プログラム

高度社会人養成プログラム

グローバルマスタープログラム〔GMAP〕

神戸大学大学院法学研究科

# 平成30年度神戸大学大学院法学研究科(博士課程前期課程)

## 内部入試要項

### <神戸大学大学院法学研究科入学者受入方針>

#### ○ 各プログラムの教育目的

研究者養成プログラム：日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事する，次世代の研究者を養成することを教育目的としています。

高度社会人養成プログラム：昨今の国内外社会の急速な情報化，高度化，流動化に伴い，社会における問題も多様化，複雑化していることを受けて，学部段階以上の法学や政治学の知識の会得，問題解決能力の涵養を教育目的としています。

グローバルマスタープログラム〔GMAP〕：国際ビジネスの世界では，専門知識に加えて，すべて英語で仕事をこなすことが求められます。このプログラムは，専門教育に加えて，英語での実務的能力を育成し，国際ビジネス法律家として社会で活躍できる人材の育成を目的としています。

#### ○ 本研究科が求める学生像

研究者養成プログラム：研究機関において，法学・政治学に関する次世代の研究者・教育者となるに相応しい優れた能力と知識等を有する学生

高度社会人養成プログラム：法学・政治学に関して学部において習得した学問的成果を前提として，それを更に向上させるに相応しい能力等を有する学生

グローバルマスタープログラム〔GMAP〕：国際ビジネス分野で活躍することを望む学生，特に，高度な専門知識の習得に加え，英語コミュニケーション能力および海外実務の基礎的経験の習得を希望する学生

## 1 募集人員

専攻	プログラム	志望する専攻分野	募集人員
理論法学専攻*1	研究者養成プログラム (研究者コース*2)	憲法・行政法・民法・商法・刑事訴訟法・租税法・経済法・知的財産法・労働法・環境法・社会保障法・国際法・国際経済法・国際私法・国際取引法・ロシア法・西洋法史・法社会学	37人
	高度社会人養成プログラム (専修コース*2・社会人コース*2)	憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・租税法・経済法・知的財産法・労働法・環境法・社会保障法・国際法・国際経済法・国際私法・国際取引法・ロシア法・西洋法史・法社会学	
	グローバルマスタープログラム [GMAP] (GMAP in Law コース*2)	国際法・国際経済法・国際私法・国際取引法	
政治学専攻*1	研究者養成プログラム (研究者コース*2)	政治学・政治過程論・行政学・日本政治外交史・西洋政治史・国際関係論	
	高度社会人養成プログラム (専修コース*2・社会人コース*2)	政治学・政治過程論・行政学・日本政治外交史・西洋政治史・国際関係論	

\*1現在、法学研究科は博士課程の専攻改組を文部科学省に申請しています。本計画の認可後、平成30年4月以降は、理論法学専攻・政治学専攻は法学政治学専攻へと名称変更されます。本計画に伴う上記の専攻分野、募集人員の変更はありません。

\*2各コースについて平成30年4月以降は上記表中に列記した研究者養成プログラム・高度社会人養成プログラム・グローバルマスタープログラム [GMAP] に名称変更となります。

・募集人員には、本試験による入学者のほか一般入試による入学者を含みます。なお、一般の入試には上記3プログラムのほか法曹リカレントプログラムが置かれています。

### 【留意事項】

入学後の指導教員について

- 研究者養成プログラム：出願時に選択した専攻科目の担当教員から入学者の希望を勘案して指導教員を1人決定します。
- 高度社会人養成プログラム：出願時に提出された研究計画書、口頭試験で選択した専門科目及び修士論文を執筆する研究テーマと、各教員の専攻分野を考慮して指導教員を決定することになります。ただし、1人の教員に対して多くの学生が指導を希望する場合には希望に添えないことがあります。
- グローバルマスタープログラム [GMAP]：入学後の指導教員については、出願時に提出した研究計画書及び修士論文を執筆する研究テーマを考慮し、国際ビジネス法分野の教員の中から決定します。

## 2 出願資格

- (1) 本学部在籍者で平成30年3月卒業見込みの者及び本学部卒業後3年未満の者
- (2) 在籍者の場合、卒業要件に算入可能な専門科目の単位を以下のとおり修得済みでなければなりません。

3年次終了時において70単位以上

但し、3年次編入学生については、入学後に既修得単位として認定された専門科目の単位数を、上記の修得済み単位数の中に29単位を上限として算入することができます。また、海外の大学等で修得した単位を法学部専門科目として単位認定された者は、認定された専門科目の単位数を上記の修得済み単位の中に算入することができます。

- (3) ①研究者養成プログラム志願者は、出願時のGPA値が3.5以上でなければなりません。
- ②高度社会人養成プログラム志願者は、出願時のGPA値が3.2以上でなければなりません。

③グローバルマスタープログラム〔GMAP〕志願者は、出願時の GPA 値が 3.2 以上でなければなりません。

但し、3 年次編入学生で入学後に既修得単位として認定された専門科目がある者は、修得した専門科目の単位数から認定された単位数を除いて、上記①、②または③を満たさなければなりません。また、海外の大学等で修得した単位を法学部専門科目として単位認定された者は、修得した専門科目の単位数から認定された単位数を除いて、上記①、②または③を満たさなければなりません。

### 3 入学者選考方法

入学者の選考は、学力試験の結果並びに入学前の学習及び研究の成果等を総合して行います。

### 4 学力試験

#### (1) 研究者養成プログラム

##### ◎口頭試験(専攻科目)

憲法・行政法・民法・商法・刑事訴訟法・租税法・経済法・知的財産法・労働法・環境法・社会保障法・国際法・国際経済法・国際私法・国際取引法・ロシア法・西洋法史・法社会学  
政治学・政治過程論・行政学・日本政治外交史・西洋政治史・国際関係論  
のうちから 1 科目選択してください。

(注)「専攻科目」とは「大学院において専攻を志望する科目」を意味します。

#### (2) 高度社会人養成プログラム

##### ◎口頭試験(専門科目)

憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・租税法・経済法・知的財産法・労働法・環境法・社会保障法・国際法・国際経済法・国際私法・国際取引法・ロシア法・西洋法史・法社会学  
政治学・政治過程論・行政学・日本政治外交史・西洋政治史・国際関係論  
のうちから 1 科目選択してください。

#### (3) グローバルマスタープログラム〔GMAP〕

##### ◎口頭試験(専門科目)

国際取引法・国際経済法・国際法・国際私法のうちから 1 科目選択してください。

### 5 出願期間

平成 29 年 5 月 29 日(月)～平成 29 年 6 月 2 日(金)

### 6 出願方法

下記の書類を法学研究科大学院教務係に提出してください。

郵送の場合は、封筒に「法学研究科○○○プログラム内部入試願書在中」と朱書きし、下記あてに「書留速達郵便」で郵送してください(6月2日消印有効)。

送付先：〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 2-1

神戸大学大学院法学研究科 学部・大学院教務係

(1)	入学願書・履歴書	本研究科所定様式
(2)	卒業(見込)証明書及び成績証明書	
(3)	研究計画書	【研究者・高度社会人養成プログラム】 1,000字程度(A4判用紙にワープロ書き、又は市販のA4判原稿用紙に手書き、横書きで作成してください。)

		【グローバルマスタープログラム [GMAP] 】 1,500 words以内 (英語) A4判用紙にワープロ書きで英語により作成してください。
(4)	受験票及び写真票	本研究科所定様式
(5)	写 真	出願前3か月以内に撮影したものを入学願書、受験票及び写真票の所定の欄に貼ってください。(上半身,脱帽,正面,縦4cm・横3cmのもの)
(6)	住 所 票	本研究科所定用紙に住所、氏名を記入したもの
(7)	検 定 料	30,000円 別紙「検定料の納付について」をよく読み、最寄りの郵便局で、本研究科所定の郵便局・ゆうちょ銀行専用払込用紙により検定料30,000円を納付し(手数料130円は別途負担),払込証明書を入願書の所定の欄に貼ってください。
(8)	受験票送付用封筒	郵送により出願する場合のみ(長形3号封筒に住所、氏名、郵便番号を明記し、返信用郵便切手362円を貼ってください。)

グローバルマスタープログラム [GMAP] 出願者の方は、上記1～8の書類に加えて、次の書類も提出して下さい。

(9)	英 語 能 力 を 証明 する 書類	平成24年5月30日以降に受験したTOEFL (PBT, CBT, iBT) のExaminee's Score Record (コピー可), TOEICのOfficial Score Certificate (原本), IELTSのTest Report Form (原本), ケンブリッジ大学一般英語検定試験のCertificate (コピー可) 又は 実用英語技能検定の合格証明書 (原本) ※出願時に原本を提出できない場合は、コピーの提出を認めますが、口頭試験時に原本を確認します。
-----	--------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 7 試験期日及び時間

平成29年6月21日 (水)	口 頭 試 験	午前 (時間等詳細は受験票送付時に案内します。)
----------------	---------	--------------------------

## 8 試験場

神戸市灘区六甲台町2-1 神戸大学六甲台キャンパス (詳細は受験票送付時に案内します。)  
(阪神御影駅、JR六甲道駅又は阪急六甲駅下車後、神戸市バス36系統「鶴甲団地」行き乗車、神大正門前下車。)

## 9 合格者発表

平成29年7月20日 (木) 14:00 法学部掲示板 (神戸大学正門脇) に発表します。  
合格者に対しては郵便で通知します。電話による照会には一切応じません。

## 10 注意事項

- (1) 不備のある出願書類は受理できません。
- (2) 一度受理した出願書類の記載事項の変更は認めません。
- (3) 一度受理した出願書類 (証明書を含む) は、いかなる理由があっても返却しません。
- (4) 出願書類等に事実と異なる記載をした者は、入学手続完了後であっても入学の許可を取り消すことがあります。
- (5) 研究者養成プログラムと高度社会人養成プログラムにつき併願を認めます。この場合、検定料を複数分支払う必要はありません。

## 11 入学科・授業料

- (1) 入学料 282,000円 [平成29年度実績]  
(2) 授業料 前期分 267,900円(年額 535,800円) [平成29年度実績]  
(在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。)

### 出願時に取得した個人情報の取り扱いについて

- (1) 本学が保有する個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を順守するとともに、「神戸大学の保有する個人情報の管理に関する指針」等に基づき厳密に取扱います。
- (2) 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入学者の選抜（出願処理、選抜実施）、合格発表、入学手続業務及び今後の入学者選抜方法の検討資料の作成のために利用します。
- (3) 出願にあたってお知らせいただいた個人情報は、入学者についてのみ入学後の学生支援関係（健康管理、授業料免除及び奨学金申請等）、修学指導等の教育目的及び授業料等に関する業務並びにこれらに付随する業務を行うために利用します。
- (4) 一部の業務を本学より委託を受けた業者（以下、「受託業者」という。）において行うことがあります。業務委託にあたっては、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、お知らせいただいた個人情報の全部又は一部を守秘義務を課したうえで提供します。

### 《 麻しん（はしか）、風しんの感染予防措置 》

#### 麻しん、風しんのワクチン接種（予防接種）・抗体検査に関する書類の提出について

神戸大学では「麻しん風しん登録制度」を定め、入学後のキャンパス内での麻しん、風しんの流行を防止するため、全ての新生入生に次の①、②、③のいずれかを提出していただいています。

- ① 麻しんと風しんのワクチン接種を、それぞれについて2回ずつ受けたことを証明する書類
- ② 過去5年以内（平成25年4月以降）に麻しんと風しんのワクチン接種を、それぞれについて1回ずつ受けたことを証明する書類
- ③ 過去5年以内（平成25年4月以降）に受けた麻しんと風しんの抗体検査の結果が、「麻しんと風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価（右表参照）を有していること」を証明する書類

- \* ①、②のワクチンは、麻しん・風しん混合ワクチン（MRワクチン）等の混合ワクチンでもかまいません。
- \* ①、②では、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていることが必要です。医療機関等から発行される証明書その他、平成20年4月1日から平成25年3月31日まで実施されたMRワクチンの第3期予防接種（中学校1年生に相当する年齢時）や第4期予防接種（高校3年生に相当する年齢時）に伴う「予防接種済証」でもかまいません。  
第3期・第4期予防接種の「予防接種済証」は①の1回分として使用できます。
- \* 母子手帳も、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていれば①、②の書類として使用できます。既往歴（かかったことがある旨の記載）のみで、診断根拠として確実な検査結果などが記載されていない場合は、③を提出するか、ワクチン接種を受けて①か②を提出してください。
- \* ③では、右表の血中抗体価の測定方法と測定値が記載され、測定値が同表の判定基準を満たしていることが必要です。血液検査結果票そのものの提出でもかまいません。血中抗体価が不十分な場合には、必要なワクチン接種を受け、①か②を提出してください。

- \* ①, ②, ③ の書類の組み合わせ, 例えば麻疹については ①, 風しんについては ③ を提出してもかまいません。
- \* 麻疹, 風しんの血中抗体価が不十分にもかかわらず, 病気や体質等やむを得ない事情によってワクチン接種を受けられない場合には, その旨を記載した文書 (医師による証明書等) を提出してください。
- \* 上記のいずれの書類も入学試験の可否判定に用いるものではありません。

提出期限 : 4 月入学者は新入生健康診断実施日、10 月入学者は 10 月入学者健康診断実施日  
提出先 : 保健管理センター

#### 麻疹と風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価の測定方法と判定基準

区 分	測定方法	判定基準	備 考
麻疹	IgG-EIA 法	8.0 以上の陽性	3つの測定方法のうち, いずれかで陽性
	PA 法	128 倍以上の陽性	
	NT 法	4 倍以上の陽性	
風しん	HI 法	32 倍以上の陽性	2つの測定方法のうち, いずれかで陽性 (HI 法を推奨)
	IgG-EIA 法	8.0 以上の陽性	

血中抗体価の測定は, この表の方法によってください。

発症を防ぐのに十分な血中抗体価は, 測定方法によって異なります。また, 単に抗体陽性とされる値よりは高い値なので注意してください。

- \* 医療機関を受診する際には, この学生募集要項を医師に提示するなどして必要な証明書を発行してもらってください。(特に, 抗体検査を受ける場合は, 測定方法と判定基準を確認していただってください。)

この感染予防措置に関する問い合わせは

神戸大学保健管理センター TEL 078-803-5245  
神戸大学学務部学生支援課 TEL 078-803-5219

神戸大学 大学院法学研究科  
〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1  
神戸大学 大学院法学研究科 教務係  
TEL (078)803-7234 FAX (078)803-7292  
E-mail:law-kyomu-kenkyuka@office.kobe-u.ac.jp  
<http://www.law.kobe-u.ac.jp/>